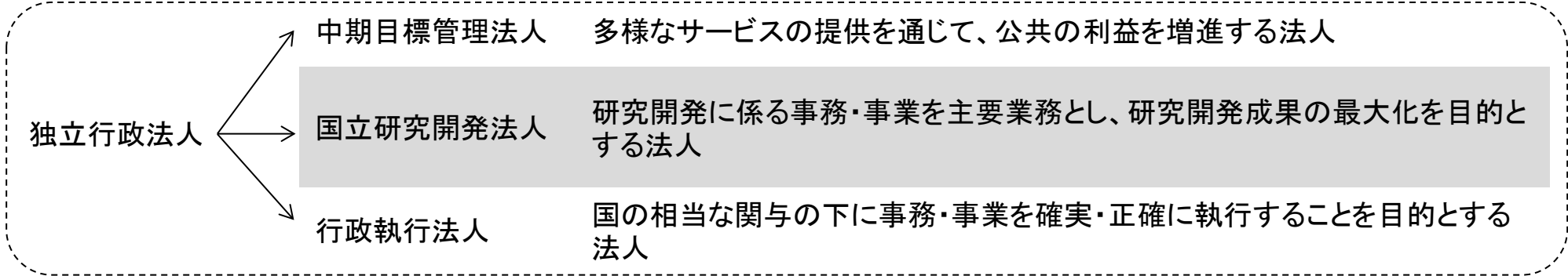
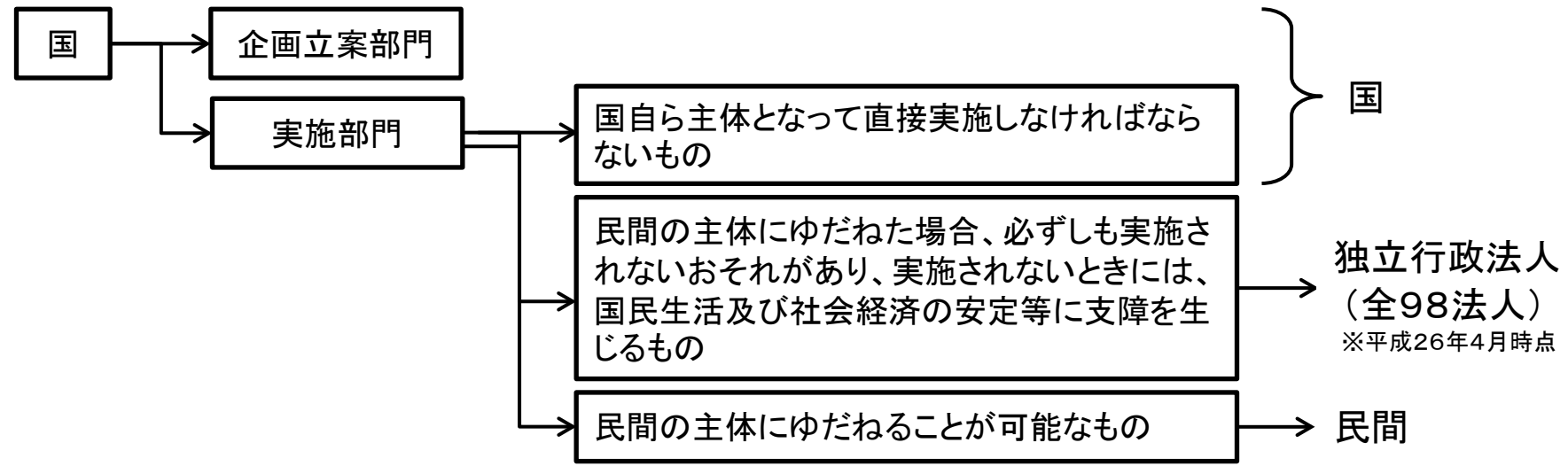


国立研究開発法人と 国立研究開発法人審議会について

国立研究開発法人制度について

- 独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれがあるものなどを実施。
- 平成27年4月からは、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性から、他の独法とは異なる取扱いの必要性が認識され、研究開発を主たる事業とする独立行政法人が、新たに「国立研究開発法人」と位置づけられることとなった。
- 国立研究開発法人には、研究開発の特性を踏まえ、他の独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられる。



(参考) 経済産業省所管の法人に対する分類について

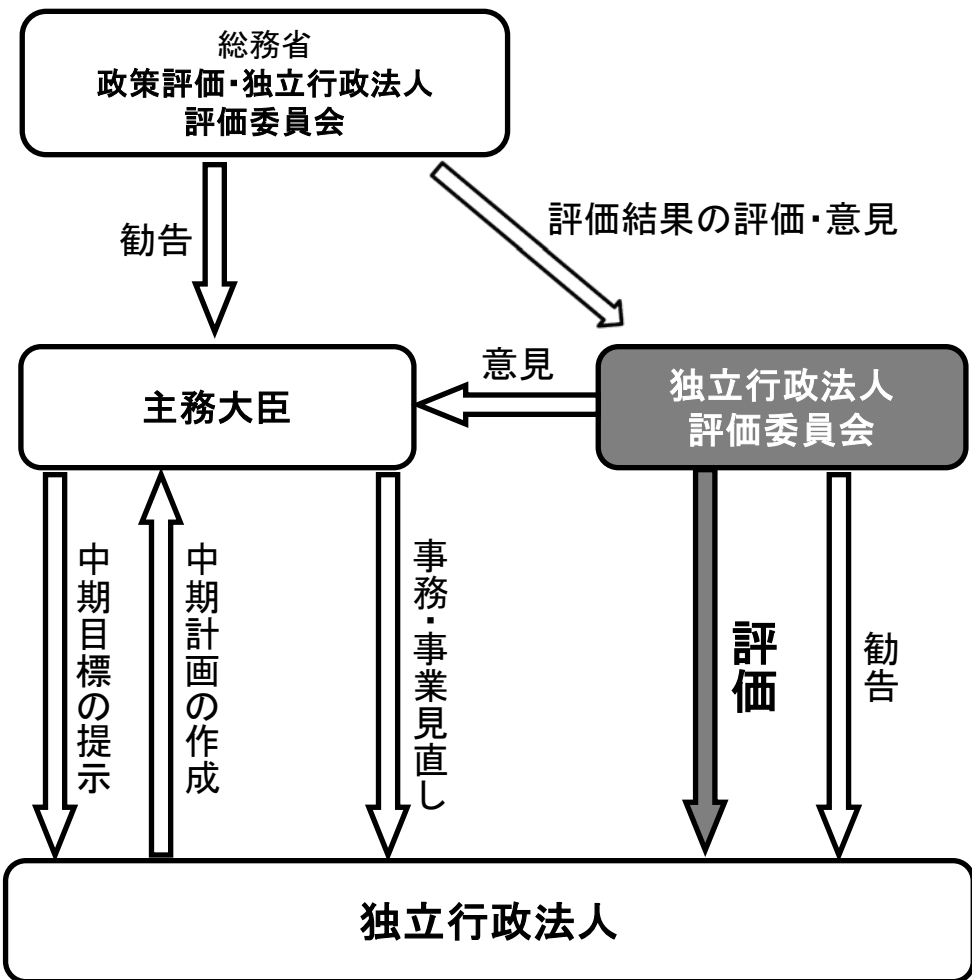
独立行政法人

<p>中期目標 管理法人</p>	<p>公共上の事務・事業を中期的(3~5年)な目標・計画に基づき行うことにより、多様で良質なサービスの提供を通じて公共の利益を増進することを目的とする法人</p>	<p>経済産業研究所 工業所有権情報・研修館 日本貿易保険 日本貿易振興機構 情報処理推進機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構 国際協力機構(共管) 環境再生保全機構(共管) 水資源機構(共管)</p>
<p>国立研究 開発法人</p>	<p>研究開発に係る業務を主要な業務として、中長期的(5~7年)な目標・計画に基づき行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上を通じた国民経済の発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人</p>	<p>産業技術総合研究所 新エネルギー・産業技術総合開発機構 宇宙航空研究開発機構(共管) 日本原子力研究開発機構(共管) 日本医療研究開発機構(共管)</p>
<p>行政執行 法人</p>	<p>国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする法人</p>	<p>製品評価技術基盤機構</p>

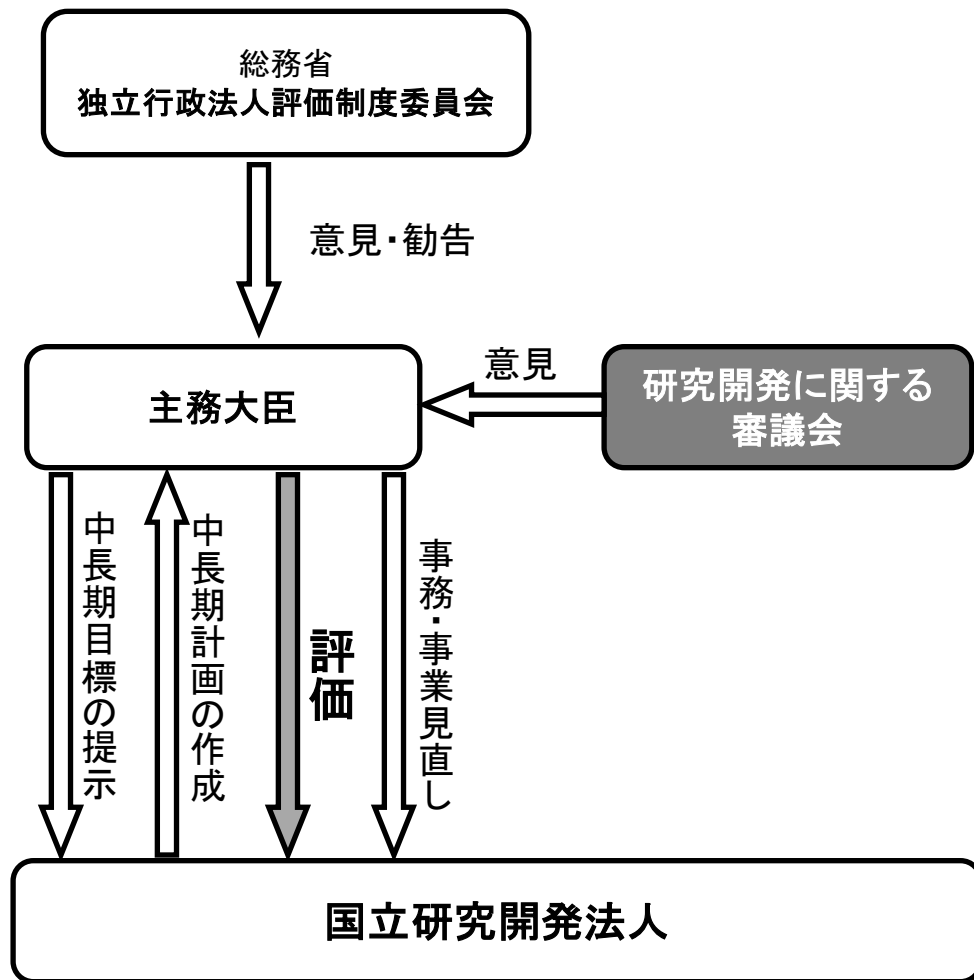
独立行政法人管理の体制改正

- 評価主体が独立行政法人評価委員会から主務大臣へ（同委員会は廃止）。
- 主務大臣の評価等に当たって助言する機関として、「研究開発に関する審議会」を新設。

〈旧制度〉

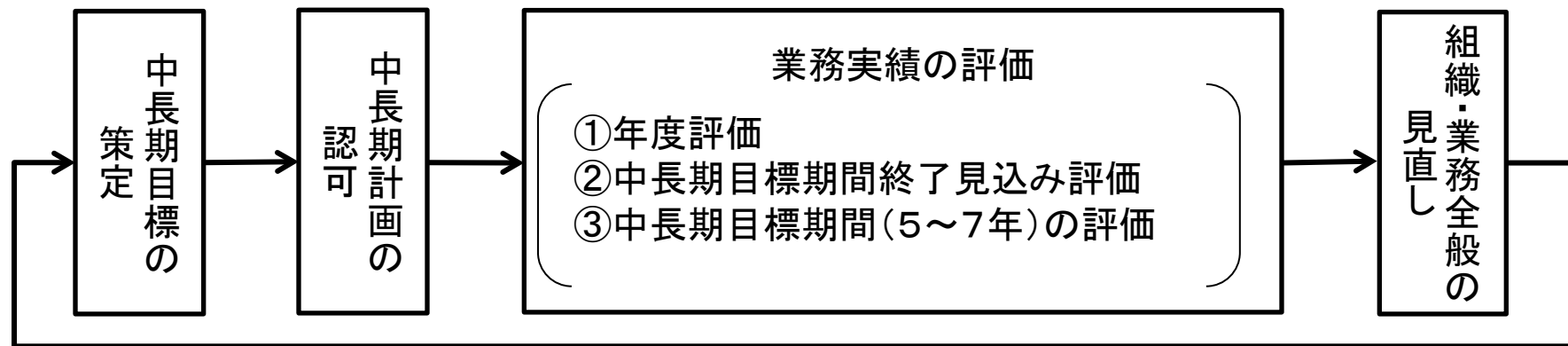


〈新制度〉 H27.4.1～

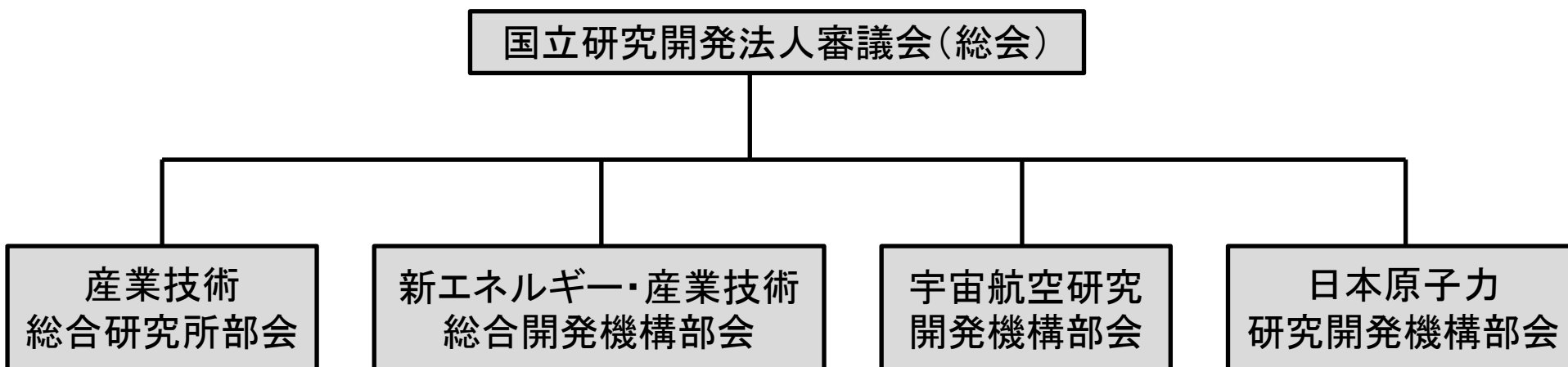


研究開発に関する審議会について

- ・ 独法通則法の改正(平成27年4月施行予定)に基づき、各所管府省に「研究開発に関する審議会」を新設。
(審議会の名称は「国立研究開発法人審議会」(略称: 研発審議会)とする方向で調整中。)
- ・ 研発審議会は、国立研究開発法人に関して、①中長期目標の策定、②業務実績の評価、③組織・業務全般の見直しに当たって、科学的知見・国際水準等に即して主務大臣に助言。



【経済産業省の国立研究開発法人審議会の体制について】※今年4月に設置



※共管法人である日本医療研究開発機構については、内閣府において一括して実施。